

今後の障害保健福祉施策について (改革のグランドデザイン案)

【参考資料】

平成16年10月12日

厚生労働省障害保健福祉部

目次

今後の障害保健福祉施策の基本的視点

現行の制度的課題を解決する

(1)市町村を中心とするサービス提供体制の確立

- 障害保健福祉に係る市町村、都道府県、国の役割分担(案) 6
- 障害保健福祉サービスの計画的な整備手法(案) 7

(2)効果的・効率的なサービス利用の促進

- 障害者の相談支援体制 8
- サービス利用決定手続き 9
- 利用決定後のサービス利用の流れ 10

(3)公平な費用負担と配分の確保

(利用者負担関係)

- 福祉サービスの応益的な負担の導入 11
- 各制度の利用者負担の比較(在宅、入院外) 12
- 入所施設の負担の見直し 13
- 各制度の利用者負担の比較(入所、入院) 14
- 本人負担と扶養義務者負担 15
- 公費負担医療の仕組み 16
- 障害に係る公費負担医療の仕組みと現状 17
- 障害に係る公費負担医療の見直しの考え方 18
- 各制度の利用者負担の比較(公費負担医療等) 19

(国・都道府県の補助制度関係)

- 障害保健福祉サービスの負担構造 20
- 一律支弁の国費の計算イメージ 21
- 調整交付金による調整 22
- 調整交付金の計算イメージ 23

新たな障害保健福祉施策体系を構築する

(1)障害保健福祉サービス体系の再編

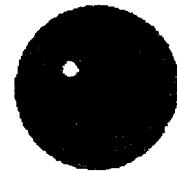
- 新しい給付等の体系(総合的な自立支援システム) 25
- 施設体系・事業体系の見直し 26
- 再編後の各事業の目的等 27
- 就労移行支援事業のイメージ 28
- 要支援障害者雇用事業のイメージ 29
- 多機能型のイメージ 30
- 障害者支援施設の報酬体系のイメージ 31
- 障害者の居住支援サービスの見直し 32
- 障害者の居住サポート体制の整備 33
- 「補装具給付事業」と「日常生活用具給付事業」の見直し 34
- 給付体系と事業体系の関係 35

(2)ライフステージに応じたサービス提供

- 就労支援に係るサービスマネジメント体制 36
- 極めて重度の障害者を包括的に支える仕組み 37
- 児童施設体系・事業体系の見直し 38

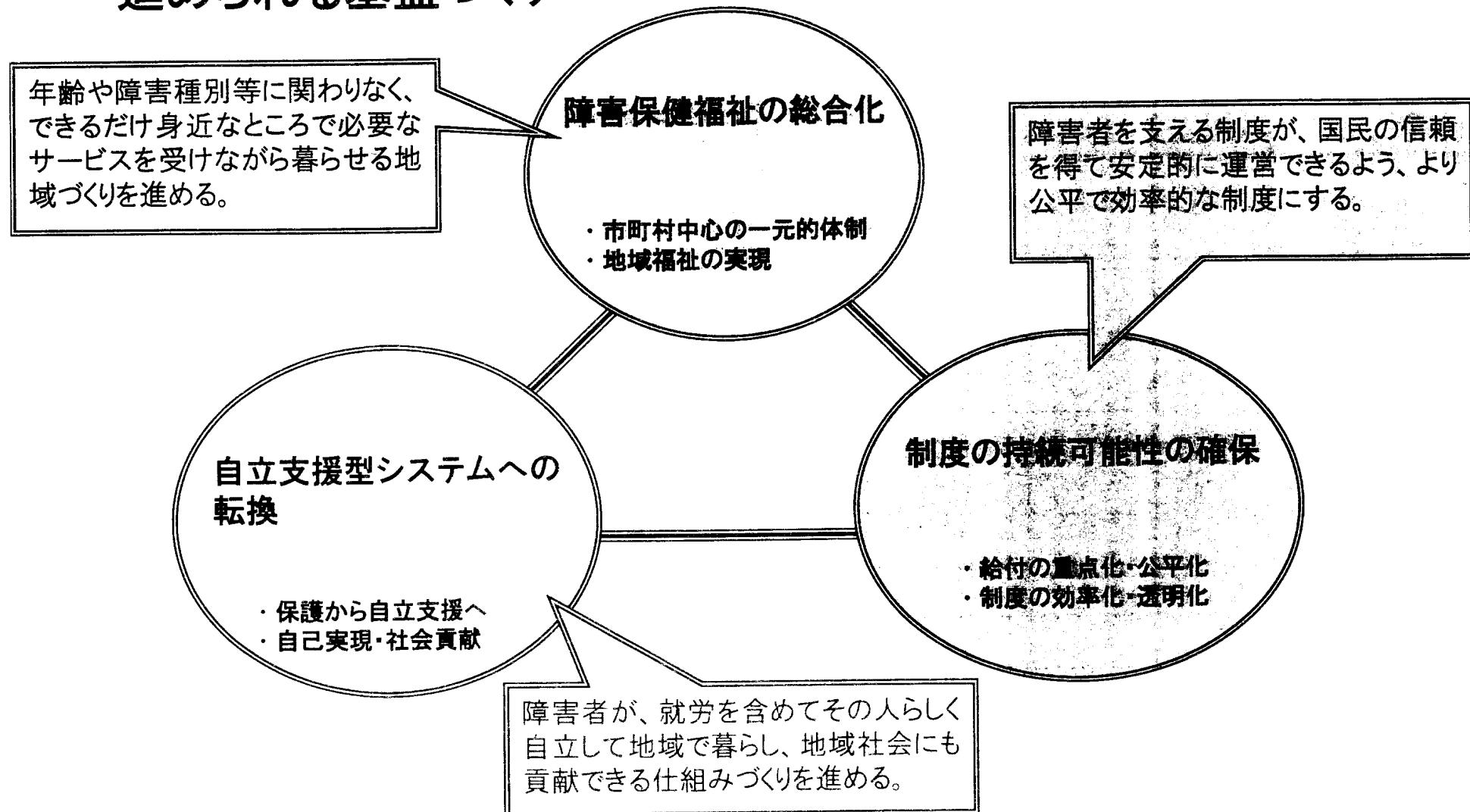
(3)良質な精神医療の効率的な提供

- 病床の機能分化のイメージ 39
- 救急医療システムの考え方(案) 40
- 実地指導に基づく改善計画の公表の仕組み 41



障害保健福祉の改革の基本方針と視点

◆ 障害者本人を中心とした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり



現行の制度的課題を解決する

障害保健福祉に係る市町村、都道府県、国の役割分担(案)

国

- 全国的な障害保健福祉サービスの向上
→制度の枠組み整備、障害保健福祉基本指針・障害保健福祉プランの策定

- 財政的な支援等 →都道府県間の格差調整、人材育成支援等

都道府県

- 都道府県内のサービス提供体制の計画的整備

→都道府県障害保健福祉計画の策定

- 広域的・専門的な支援

→障害保健福祉圏域等の広域的な住居支援、精神科救急体制整備等

- 財政的な支援等 →市町村間の格差調整、人材育成等

市町村

- 福祉サービスを一元的に実施(自ら支給を決定)

(都道府県から事務移譲)

精神障害者社会復帰施設に関する事務

福祉工場(身体・知的)に関する事務

障害児施設の措置事務

- ニーズを把握し計画的にサービスを提供(事業者を活用)

→市町村障害保健福祉計画の策定

広域連合
の活用

障害保健福祉サービスの計画的な整備手法(案)

国(障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針)

- ・ 都道府県及び市町村の指針の提示

市町村(市町村障害保健福祉計画)

- ・ 市町村内の障害者の状況とニーズの把握
- ・ 各年度に確保すべきサービスの量の目標の設定
- ・ サービスの見込み量確保の方策

障害者の地域生活支援を進める観点からの市町村障害保健福祉計画の調整

都道府県(都道府県障害保健福祉計画)

- ・ 市町村のニーズの集約→都道府県内の障害者の状況とニーズの把握
(都道府県内のサービス格差の是正)
- ・ 必要なサービス提供体制の確保の方策
- ・ 障害者の相談支援を担当する人材の養成研修の実施計画
- ・ 精神障害者の退院促進のための実施計画
- ・ 精神科救急体制の整備計画

国の障害保健福祉プラン

※ 市町村と都道府県の計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と一緒にものとして策定。

障害者の相談支援体制(案)

- 相談支援事業については、施設整備等を伴わないものを念頭に、各法律に位置付け、都道府県、市町村が委託できるような法的整理を行う。（中立性に配慮）
- 相談支援の内容等は次のようなものとする。
 - ・ 生活全般のソーシャルワーク等の総合的なもの
 - ・ 福祉サービス等の利用決定に係るもの（利用計画案の作成）

都道府県
の役割

《 都道府県（全域） 》

- 専門判定機関により、障害者の状態の判断等各種相談支援事業者のスーパーバイズを行う。
- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの機能再編や職種の必置規制の見直し、判定の標準化等を実施する。

市町村の
役割

《 都道府県（障害保健福祉圏域） 》

- 市町村単位の相談支援事業者のスーパーバイズ、住宅入居支援等の広域的なサービス提供、危機介入等の専門性の高い案件への対応等を行う。
- 相談支援事業者の中から、圏域の中核となる事業者となるような者に都道府県が委託。

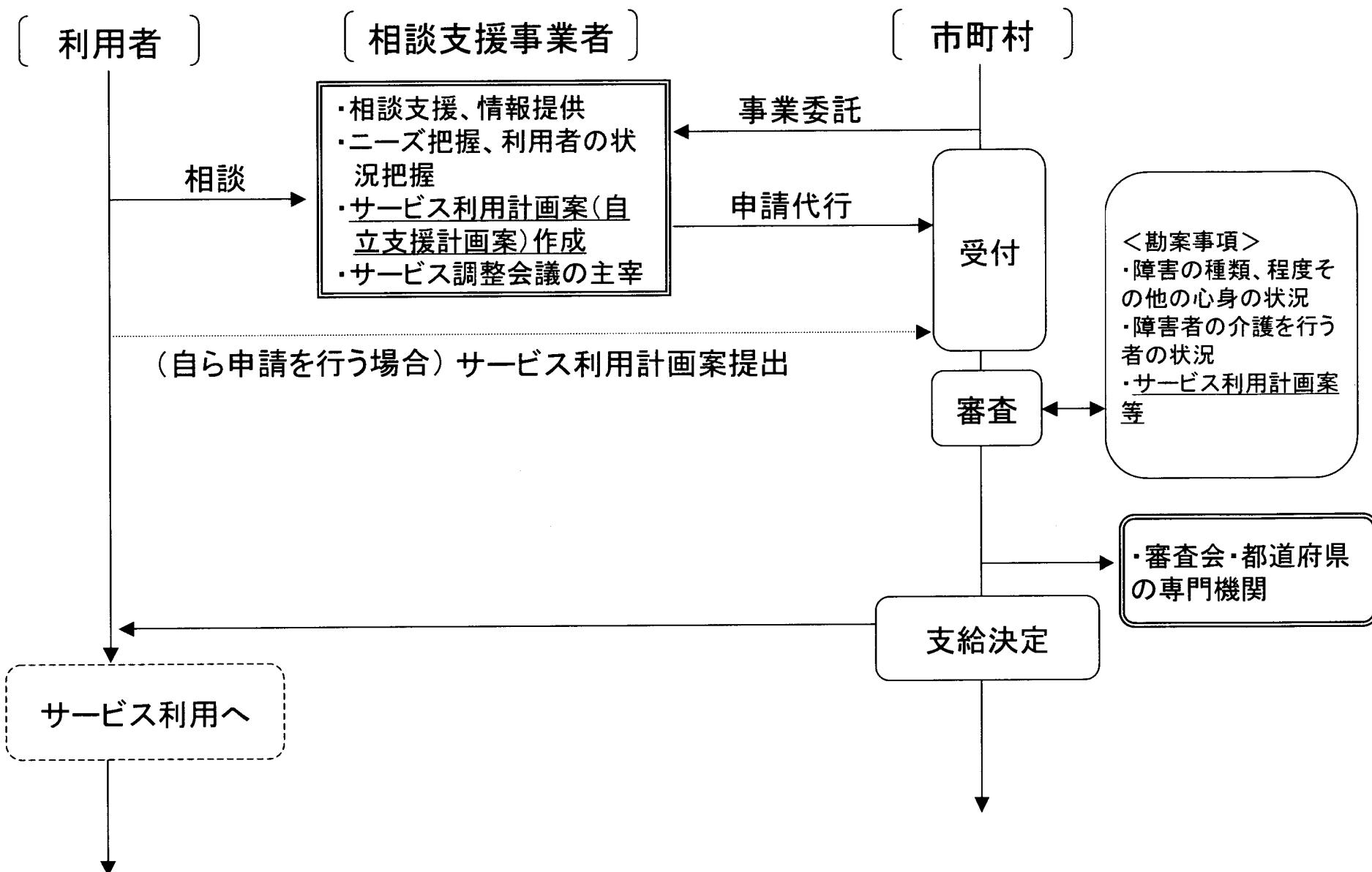
《 市町村（全域） 》

- 市町村単位に相談支援機能（市町村又は民間の相談支援事業者）を確保。
- 実施主体である市町村の委託に基づき、事業者は、ソーシャルワーク的業務等を実施。

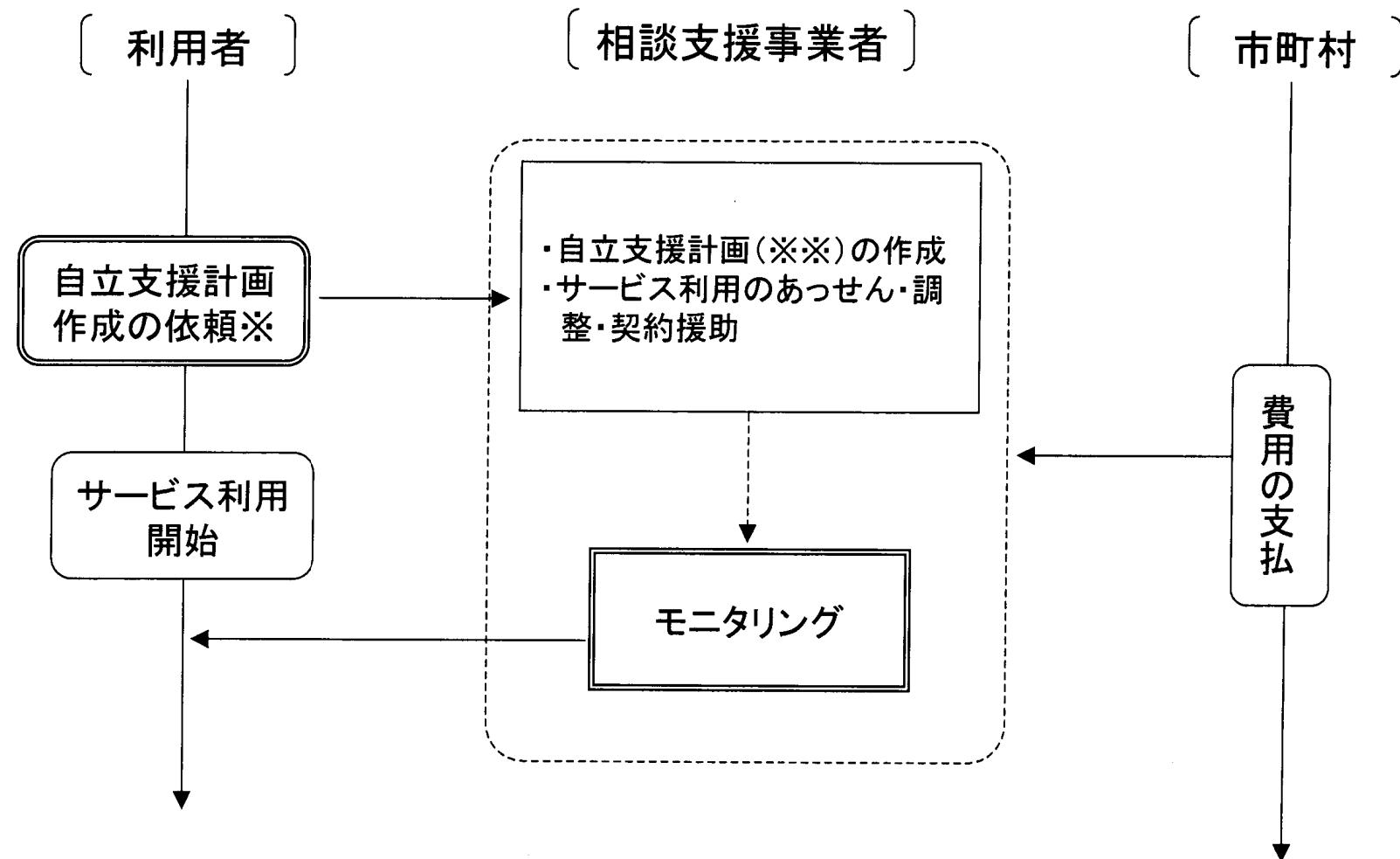
《 市町村（生活圏域） 》

- 支援を必要とする障害者の把握、プライマリー的な相談、事後的なモニタリング等を中心とするコミュニティーアーク機能として位置づける。

サービス利用決定手続き



利用決定後のサービス利用の流れ



※複数のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など
計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする。

※※就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とする。